

災害時等における車両の移動等に関する確認書

この確認書は、令和8年（2026年）2月27日付で八王子市（以下「甲」という。）とエートス協同組合（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時等における車両の移動等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき必要な事項を定める。

（車両の保管場所）

第1条 協定書第3条第3項に係る災害発生後の車両の保管場所について、甲は平時から候補地の選定に努めるものとし、乙に対して任意の様式により情報提供するものとする。ただし甲は乙に対し、これ以外の場所での車両の保管を委託することもできるものとする。なお、候補地の情報が更新された場合には、甲は、遅滞なく書面をもって乙に通知するものとする。

（費用負担）

第2条 協定書第8条第1項に係る乙が費用負担する台数については、甲乙双方の協議により変更可能とする。

（所有者等の検索、および車両処分等の支援）

第3条 甲は、車両の所有者等の早急な発見又は迅速な車両の処分を促進させるため、乙が設置する問合せ窓口と並行して、甲乙は可能な範囲において次の事項の措置を取るよう努めるものとする。

- (1) 甲は、甲の住民に対し、所定の方法（市の公式ホームページ、SNS等）を用いて車両を移動した旨公告し、また保管及び管理、その他車両処分に関わる一連の業務を乙に委託している旨を通知すること
- (2) 甲は、乙に対し、車両の占有者、所有者又は管理者等の情報提供（氏名、住所、連絡先等）又はこれに関する照会支援を行うこと
- (3) 乙は、甲の住民からの車両の買取・修理依頼があった場合には、要請に応じて車両の買取・修理を行うこと

（自動車等の貸し出し）

第4条 甲は、住民の復旧活動を促進させるため、乙に自動車等のレンタルを委託できるものとする。乙はこれに可能な限り協力するものとする。なお、自動車等をレンタルする場合には、乙からの委託のもと、株式会社タウが自動車等を貸し出すものとする。

2 自動車等の貸し出しの必要が生じた場合には、甲は乙に対し、「被災者向けの自動車等の貸し出しに関する申出書（第6号様式）」により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

以上を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年（2026年）2月27日

甲 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号
八王子市
八王子市長 初 宿 和 夫

乙 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1号
エートス協同組合
理事長 宮 本 明 岳